

令和2年度 事業着手
令和7年度 第1回計画変更

県営土地改良事業計画変更概要書

県単経営体育成基盤整備事業

(区画整理)

県名 岐阜県
地区名 中野方町

変更後の中野方町地区の土地改良事業の概要

1/3

1. 計画変更を必要とする理由

本計画区域は恵那市の市街地の北西部に位置し、振興山村の指定地域であり地域特産物の振興を図っている。恵那市中野方町は、昭和55年から農村基盤総合整備事業、昭和62年から団体営ほ場整備事業で整備が行われているが、区画が狭小であり、水路の多くは用排兼用水路となっている。農道においても道路幅員が2.0m～3.0mと狭いものが多く、効率的な農業の展開や担い手への農地集積の支障となっている。

これらを解決するため、令和2年度から事業着手してきたが、既存ブロックの一部除外による事業面積の減少、既設排水路の改修、急勾配道路の舗装の実施、造成法面保護、用水路基礎構造および整地工の適用歩掛の変更から事業費の増額が生じた。このため、今回第1回計画変更を行う。

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

区分	変更前	変更後	増△減	増減割合
地区面積	3.6 ha	3.5 ha	△0.1 ha	△2.8 %
受益面積	2.3 ha	2.2 ha	△0.1 ha	△4.3 %
主要工事計画				
区画整理	3.6 ha	3.5 ha	△0.1 ha	△2.8 %
道路工	0.6 km	0.6 km	- km	- %
用水路工	0.8 km	0.5 km	△0.3 km	△37.5 %
排水路工	0.2 km	0.6 km	0.4 km	200.0 %
整地工	2.3 ha	2.2 ha	△0.1 ha	△4.3 %
事業費	114,000 千円	176,124 千円	62,124 千円	54.5 %
工事費	79,000 千円	131,147 千円	52,147 千円	45.7 %
自然増減		8,500 千円	8,500 千円	7.5 %
入札差金		△2,353 千円	△2,353 千円	△2.1 %
技術開発		- 千円	- 千円	-
事業量		1,000 千円	1,000 千円	0.9 %
工法変更		25,000 千円	25,000 千円	21.9 %
その他		20,000 千円	20,000 千円	17.5 %
測量試験費他	35,000 千円	44,977 千円	9,977 千円	8.8 %
自然増減		3,000 千円	3,000 千円	2.6 %
入札差金		△1,023 千円	△1,023 千円	△0.9 %
技術開発		- 千円	- 千円	-
事業量		8,000 千円	8,000 千円	7.0 %
工法変更		- 千円	- 千円	-
その他		- 千円	- 千円	-

変更後の中野方町地区の土地改良事業の概要

2/3

(2) 事業量変更

地権者から地区除外要望による減(除外)	△0.1 ha
地籍調査結果から地区界変更による減(除外)	- ha
	<hr/> 計 △0.1 ha

$$\text{地区面積減変動率} = \Delta 0.1 \text{ha} / 3.6 \text{ha} \times 100 = \Delta 2.8\%$$

$$\text{変更後地区面積} = 3.6 - 0.1 = 3.5 \text{ha}$$

(3) 事業費変更

自然増減による増	11,500 千円
入札差金による減	△3,376 千円
コスト縮減による減	- 千円
事業量変更による増	9,000 千円
工法変更による増	25,000 千円
その他による増	20,000 千円
	<hr/> 計 62,124 千円

$$\begin{aligned}\text{事業費変動率} &= (\text{事業費増減} - \text{自然増} - \text{入札差金} - \text{コスト縮減}) / \text{現計画事業費} \\ &= (62,124 - 11,500 + 3,376 + 0) / 114,000 \times 100 = 47.4\%\end{aligned}$$

変更後の中野方町地区の土地改良事業の概要

3/3

(4) 変更要因

1) 自然増

自然増の増減による事業費増	11,500 千円
---------------	-----------

2) 事業量変更

既設排水路を改修することによる増	2,000 千円
地区除外による工事費の減	△1,000 千円
事業内容の精査に伴う委託費の増	8,000 千円
計	9,000 千円

3) 工法変更

急勾配道路を舗装することによる増	6,000 千円
造成法面を保護するための植生シートを実施することによる増	16,000 千円
用水路基礎を均しコンクリート構造に変更したことによる増	3,000 千円
計	25,000 千円

(5) 工期変更

令和2度～令和10年度（9年）

令和2年度 着手
令和7年度 第1回計画変更

県単経営体育成基盤整備事業

事業計画変更概要書 (区画整理)

県名 岐阜県
地区名 中野方町地区

第1章 目的

本計画区域は恵那市の市街地の北西部に位置し、振興山村の指定地域であり地域特産物の振興を図っている。恵那市中野方町は、昭和 55 年から農村基盤総合整備事業、昭和 62 年から団体営ほ場整備事業で整備が行われているが、区画が狭小であり、水路の多くは用排兼用水路となっている。農道においても道路幅員が 2.0m～3.0m と狭いものが多く、効率的な農業の展開や担い手への農地集積の支障となっている。

本地域では平成 28 年に農事組合法人アグリアシスト中野方が設立され、農業に係わる共同利用施設の設置及び農作業の共同化を通じて、生産性の向上、共同利益の増進に取り組んでいるが、前述のとおり営農等に支障を来しているのが現状である。この状況を受け、経営体育成基盤整備事業(機構関連)において、地域内の整備が行われるが、採択に該当しない農地は対象となっていない。しかし、効率的な農業の実現には、地域一体の整備が必要であることから、県営経営体育成基盤整備事業(機構関連)の対象とならない農地の、ほ場の区画拡大、用排水路の分離、農道の拡幅及び水田の汎用化などを行うことで、地域としての担い手への農地集積を促進し、中型営農機械を利用した営農体系の確立により、農業生産性の向上や農業経営の安定を図り、本地域の地域振興を図る。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在

地 区	所 在	地区面積 (ha)
中野方町	恵那市中野方町地内	(3.6) 3.5

2. 地質及び土壤

地 区	地質及び土壤	備 考
中野方町	礫層土壤 斑鉄礫層型	栢山統

3. 気 象

気象条件は比較的温暖であり、7～8月の気温は 27℃前後、最も低い2月でも 0.9℃であり、年平均気温は 14℃である。

月別降雨量は雨期の7月が最も多く 312 mm 前後、最も少ない1月で 27 mm、次いで 11 月の 36.5 mm であり、年平均降雨量は 1,700mm である。

4. 水利状況

本地区の用水は、一級河川中野方川、ため池及び溪流水を水源としている。

ほ場内の水路は用排兼用水路が混在し、設置から 30～40 年程度経過しており、老朽化等による漏水が生じ安定した用水供給に支障を来しているとともに、施設の維持管理にも多大なる労力を要している。

5. 営農状況

本地区の営農は、農事組合法人アグリアシスト中野方による水稻を中心とした営農が展開されている。

6. 地域環境の概況

本市は岐阜県の南東部に位置し、市の北部には木曽川、南部には矢作川が流れている。名古屋市から約60kmで車や電車で1時間の距離にあり、中央自動車道恵那ICにより中京・関西方面と結ばれている。人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる。産業別生産額では第一次産業の割合が岐阜県全体と比較して高い特徴を有している。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現 況 (ha)	計 画 (ha)
水田	(2.9)	(2.3)
	2.7	2.2
畠	(—)	(0.0)
	—	0.0
その他	(—)	(—)
	—	—
土地改良施設用地	(—)	(0.6)
	—	0.5
道水路	(0.1)	(0.1)
	0.1	0.1
非農用地	(0.6)	(0.6)
	0.7	0.7
計	(3.6)	(3.6)
	3.5	3.5

(面積根拠 恵那市都市計画図からの図上計測による)

2. 土地利用計画

水路の用排水分離による安定した用水の供給と水田の排水性向上により、水田では水稻以外に転作作物として大豆（丹波黒豆）、畠地でキャベツを作付けする計画である。

3. 主要工事計画

区 分	数量	単位	備 考
整地工	(2.3) 2.2	ha	
道路工	(0.6) 0.6	km	
用水路工	(0.8) 0.5	km	
排水路工	(0.2) 0.6	km	

4. 工期

(令和2年度～令和6年度)
令和2年度～令和10年度

5. 環境配慮等

整備を実施するにあたり、水路内での生物生息が顕著に見受けられる場合は、必要に応じ近隣の河川、水路等へ避難させる。土工実施に伴う下流水域への土砂流出を抑制するため、必要に応じ沈砂池等を設け、法面部分が発生する場合は適切な緑化を施し、周辺環境との調和を図る。

第4章 工事又は管理の要領

1. 工事

本工事は県単事業として、一般競争入札等により請負施工する。

2. 管理すべき施設

土地改良施設	数量	構造等	備考
道路工	(0.6km) 0.6km	B=4.0m 未舗装	
用水路工	(0.8km) 0.5km	BF300～BF350	
排水路工	(0.2km) 0.6km	(U300B) U300B, U600	

3. 管理予定者

県営事業として工事施工し、造成された土地改良施設は、恵那市が維持管理する。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

本地区は、農事組合法人アグリアシスト中野方を中心として、基盤整備の推進に全力を傾注しているところであり、早期の農業生産基盤整備により、農地の面的集積を促進、中型機械営農体系による高生産性農業を確立することで経営の安定を図り、攻めの農業を展開するために、換地計画を樹立するものである。

2. 換地計画樹立の基本計画

(1) 従前地の地積の基準

換地区名	地 積 の 基 準
中野方町	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法による地籍調査の立会いが完了している土地は、地籍調査の測量成果による地積とし、地籍調査が実施されていない土地は、土地改良事業計画決定日の登記簿地積とする。ただし、土地改良事業計画決定の日から3か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。

(2) 農地集団化の方法

換地地区名	地域別グループ 別団地の設定	個 人 別 换 地 の 方 法		
		位置の選択方法	一戸当目標団地数	区画畔の扱い
中野方町	設定なし	換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。	田、畠おおむね 1団地	移動畔

(3) 非農用地の換地方針

換地工区	用 途	非農用地区域 の位置の概略	面積 (m2)	換地の手法	換地取得 予 定 者
中野方町	宅地	概ね従前どおり	1,109.52	特定用途用地	従前所有者
	原野	"	(5,341) 5,363	"	"
	水道用地	"	151	"	"
	(非)田 -	(ブロック1非1-1) -	(105) -	(異種目換地) -	(従前所有者) -

※表中の面積は図上計測

(4) 土地評価及び清算の方法

- 1) 評価の方法 標準地比準方式
- 2) 清算の方法 増価額比例地積清算方式

3. 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

区分 用途	機能交換に係る土地					一般国有地	合 計
	国有地	県有地	市有地	その他	計		
道路	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(0.1ha) 0.1ha	(-ha) -ha	(0.1ha) 0.1ha	(-ha) -ha	(0.1ha) 0.1ha
水路	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(0.0ha) 0.0ha	(-ha) -ha	(0.0ha) 0.0ha	(-ha) -ha	(0.0ha) 0.0ha
田	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(-ha) -
合 計	(-ha) -ha	(-ha) -ha	(0.1ha) 0.1ha	(-ha) -ha	(0.1ha) 0.1ha	(-ha) -ha	(0.1ha) 0.1ha

※表中の面積は図上計測

4. 換地処分の時期に関する特則

土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第54条第2項ただし書の規定により、換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることが出来る。

第6章 費用の概算

工 事 費	
道路工	(5, 000千円) 12, 938千円
用水路工	(15, 000千円) 18, 988千円
排水路工	(2, 000千円) 6, 642千円
整地工	(57, 000千円) 92, 579千円
補償費	(3, 000千円) 3, 347千円
測量試験費	(32, 000千円) 41, 630千円
事 業 費	(114, 000千円) 176, 124千円
工事雑費	(2, 000千円) 3, 200千円
事務費	(5, 300千円) 8, 200千円
合 计	(121, 300千円) 187, 524千円

第7章 効用

区分	年総効果額	年総増加所得額
食糧の安定供給の確保に関する効果	(6, 263千円)	(5, 909千円)
農業の持続的発展に関する効果	10, 386千円 (- 千円) - 千円	9, 891千円 (- 千円) - 千円
農村の振興に関する効果	(14千円) 35千円	(- 千円) - 千円
その他の効果	(171千円) 93千円	(- 千円) - 千円
計	(6, 448千円) 10, 514千円	(5, 909千円) 9, 891千円
総費用	(104, 295千円) 177, 996千円	
総便益	(116, 566千円) 184, 877千円	
総費用総便益比	(1. 11) 1. 03	
総所得償還率	(- %) - %	
増加所得償還率	(- %) - %	

第8章 数区に分けた場合にはその旨と理由 該当なし

第9章 他の事業との関係 該当なし

第10章 計画概要図 別添のとおり

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費の負担区分の予定

(単位 : 千円)

区分	国庫負担		県費負担		市負担		地元負担		計
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	
工事費	ほ場整備	—	(102,600)	90	(11,400)	10	—	—	(114,000)
		—	158,512	90	17,612	10	—	—	176,124
	計	—	(102,600)		(11,400)		—	—	(114,000)
			158,512		17,612		—	—	176,124
	事務費 (工事雑費含む)	—	(7,300)		—		—	—	(7,300)
		—	11,400	100	—	—	—	—	11,400
	合 計	—	(109,900)	—	(11,400)		—	—	(121,300)
		—	169,912	—	17,612		—	—	187,524

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の恵那市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第113条の3第3項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第91条の2の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第3条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。